

桐生市水道事業窓口業務包括委託公募型プロポーザル 質問回答書

No.	書類	頁	項目等	質問内容	回答
1	実施要領書	P10	11 提出書類 表11-3 参加申込時の提出書類	群馬県内に本店、支店又は営業所を有する者であることを証明する書類及び資格者の免状等、各要件において重複する書類については、1部に纏めて提出しても差し支えないでしょうか。	差し支えございません。
2	要求水準書	P5	1 給水装置等管理関連業務 (1) 給水装置工事受付に係る業務 8) 道路占用及び掘削等の申請に係る事務	国道及び県道における掘削申請や修繕等に係る関係機関への相談等について、受託業者単独での調整が困難である場合、貴市職員に同行いただくなどの協力を仰ぐことが可能かご教示ください。	関係機関との調整において、本市職員等が同席した方が良いと判断できる場合については、協力いたします。なお書類作成等の申請に係る事務業務は受託者が行ってください。
3	要求水準書	P14	7 料金等の収納率 (1)	「調定額」とは、企業会計上の数値とは異なり、年度末未収金から不納欠損額を差し引いた額とありますが、年度末未収金として計上される対象調定年度及び範囲をご教示ください。また本件要求水準の参考値として、令和元年度調定を例とし、令和2年7月31日及び9月30日時点での収納率について併せてご教示ください。	前年度の4月～3月までの調定分です。 令和2年7月31日現在の収納率は99.806% 令和2年9月30日現在の収納率は99.870%です。
4	要求水準書	P16	9 緊急災害時の対応 (1)	「災害時等における応援業務に関する協定書」を締結するとありますが、共同企業体として本件業務を受託した場合は、当該協定書を共同企業体として締結するのか、又は各構成企業が単体で締結するのか、貴市の認識についてご教示ください。共同企業体として締結する場合、単独企業として締結している従前の協定書はどのように扱われるのかも併せてご教示ください。	協定書の締結については、共同企業体としての締結でも各構成企業単体での締結でも構いません。なお共同企業体として締結する場合、単独企業として締結している従前の協定書の取扱いについては、共同企業体の協定に引き継がれるものと考えます。
5	要求水準書	P27	別紙2 水道管路計画的漏水調査業務実施方法 7 (緊急漏水調査)	緊急の漏水調査を実施するとありますが、緊急の漏水調査とは、単発的な個別箇所の調査を指し、管延長が数kmに及ぶような包括的な調査については、本件業務の対象外と認識してよろしいでしょうか。	包括的な漏水調査は3(履行場所及び調査の対象等)で提案するものであり、現段階では提案内容が未確定であるため、緊急漏水調査が広範囲にわたる場合の費用負担は別途協議して定めるものとします。
6	様式集		様式6-2 配置予定資格保有者(従事者)の経歴、資格	本件プロポーザルに管工事業協同組合が参加する場合、配置予定資格保有者の一覧については、当該組合に所属する各企業の従業員全員を記載するのではなく、当該各企業における主任技術者のみを記載しても差し支えないでしょうか。	お見込のとおりです。
7	様式集		様式8-1	注釈に応募者名を特定できるような記載はしないこととありますが、これは様式8-1のみが該当するのか、又は様式8-2以降の企画提案書本編も対象となるのかご教示ください。又、プレゼンテーションの実施においては、どのように認識されているか併せてご教示ください。	様式8の資料全てについて、ご配慮をお願いします。なお、プレゼンテーション当日についても本市審査委員に応募者名が判明しないように配慮願います。
8	様式集		様式8-2から8-9	各様式の注釈に枚数上限の記述がありますが、ここで示されている「枚」とは「ページ」と同義であり、用紙1枚に表裏の両面印刷を行った場合は2枚とカウントされると解釈してよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。